



令和5年度

滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）受験案内

滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）受験案内

滋賀県人事委員会

受付期間 令和5年8月1日（火）午前9時～9月1日（金）午後5時
※インターネットにより申し込んでください。

第1次試験日 令和5年9月24日（日）

試験地 大津市

※試験に関する問い合わせおよび受験申込みは

滋賀県人事委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号（県庁東館6階）
電話 077-528-4454 FAX 077-528-4970
E-mail jinji-i@pref.shiga.lg.jp
URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>



1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度）

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所等の地方機関、各行政委員会事務局、県立学校等	一般行政事務
警察事務	2人程度	警察本部各課または警察署等	一般事務（深夜、交替制等の変則的勤務を伴う場合があります。）
総合土木	1人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験（高校卒業程度）

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
小・中学校事務A	12人程度	滋賀県内の市町立の小学校、中学校または義務教育学校	情報処理、台帳整理、出納会計事務、給与事務、備品管理等の事務
小・中学校事務B	4人程度		

◎小・中学校事務職員は、勤務先の小・中学校または義務教育学校の属する市町の職員となりますが、任命は滋賀県教育委員会が行い、給与は滋賀県が支給することとなります。なお、原則として各学校における事務職員の配置は1人で、県職員との人事交流はありません。

2 受験資格

試験	試験区分	受験資格
滋賀県職員採用初級試験	一般事務、警察事務、総合土木	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (令和6年4月1日時点における年齢が18歳～21歳の者。学歴不問。)
滋賀県市町立小・中学校 事務職員採用試験	小・中学校事務A	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 (令和6年4月1日時点における年齢が22歳～34歳の者。学歴不問。)
	小・中学校事務B	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (令和6年4月1日時点における年齢が18歳～21歳の者。学歴不問。)

なお、次のいずれかに該当する者は、受験できません。(性別は問いません。)

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として(小・中学校事務の場合は、滋賀県教育委員会により)懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- エ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)

※警察事務以外の試験区分については、日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない職員は任用が制限されます。詳しくは、「9 日本国籍を有しない者の任用について」をご覧ください。

3 試験の日時および場所

	日 時	場 所
第1次試験	9月24日(日) 受付開始 8時50分 着席 9時20分 試験 9時40分～13時00分(総合土木以外) 9時40分～16時00分(総合土木)	滋賀県庁(新館入口で受付) 大津市京町四丁目1番1号
第2次試験	10月上旬または中旬に実施しますが、詳細は第1次試験合格者に通知します。	

※試験日時、場所等が変更となる場合があります。

変更となった場合は、詳細について滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)に掲載します。

4 試験の方法および内容

試験	種目・方法	配点	内 容
第1次試験	総合土木以外 択一式 (2時間)	200点	公務員として必要な国語、社会、数学、理科等に関する知識および文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力についての筆記試験(高等学校卒業程度)50問出題、全問必須解答とします。 出題分野：文章理解⑧、判断推理⑨、数的推理⑥、資料解釈②、人権①、県関連①、社会科学⑥、人文科学⑩、自然科学⑦
	総合土木 択一式 (2時間)	100点	
	専門試験 (総合土木のみ) 択一式 (2時間)	100点	専門的知識および能力についての筆記試験(高等学校卒業程度) 出題分野：数学・物理・情報技術基礎⑩、土木基礎力学⑧(構造力学③、水理学③、土質力学②)、測量②(以上20問は必須解答)、土木構造設計②、社会基盤工学⑤、土木施工⑤、農業土木設計②、水循環⑦、農業土木施工③、農業に関する知識①(以上25問中20問は選択解答)
	適性検査	—	公務員として必要な適性についての検査(小・中学校事務A以外) (第1次試験合格者のみ判定を行います。)
第2次試験	作文試験	100点	文章による表現力等についての筆記試験
	口述試験	300点	人物についての個別面接および集団討論による試験
	適性検査	—	公務員として必要な適性についての検査(小・中学校事務Aのみ)
合計		600点	

◎試験および検査の出題は、全て日本語で行います。

◎択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆などと消しゴム)を持参してください。

◎使用できる時計は、計時機能だけのものに限ります(携帯電話等の使用はできません。)

◎試験実施中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身につけていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となります。

◎試験問題の例題を滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて公表しています。

◎出題分野の丸数字は、出題予定数であり、変更する場合があります。

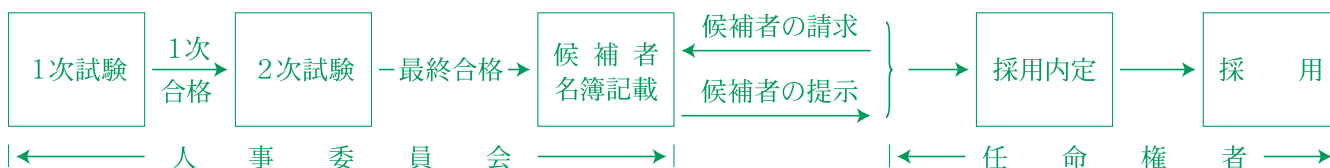
5 合格者の発表

	時 期	方 法
第1次試験合格者発表	10月上旬 (具体的な日時は、第1次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	10月下旬 (具体的な日時は、第2次試験の際連絡します。)	滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、受験者全員に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載されたのち、各任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (3) 採用日は、令和6年4月1日を基本としつつ、合格者に令和5年度中の就労可能時期も併せて確認し、欠員等の状況を踏まえ決定します。なお、合格者の希望日に採用されるとは限りません。

《 採用までの流れ 》



7 給 与

- (1) 給料は、高校卒は月額170,816円、短大卒・高専卒は月額182,535円、大学卒は月額199,089円（いずれも地域手当を含みます。）で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和5年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

受験申込みは、必ず以下の方法により行ってください。

申込方法	<p>インターネットにより申し込んでください。</p> <p>電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。</p> <p>県ホームページの右上の「県政情報」から「人事・採用」→「滋賀県職員採用ポータルサイト」へ進み、「令和5年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)受験案内、滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験(高校卒業程度)受験案内」のページから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。</p> <p>< 滋賀県職員採用ポータルサイト : https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/ ></p> <p>※ 通信回線上の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申し込みください。</p>
受付期間	令和5年8月1日(火) 午前9時～9月1日(金) 午後5時

△ 初級試験と市町立小・中学校事務職員採用試験を同時に申し込むことはできません。

△ 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って第1次試験当日持参してください。

△ 受験票が9月5日(火)までにアップロードされないときは、滋賀県人事委員会事務局にお問い合わせください。

△ 受験番号は、第1次試験当日受付において指定します。

△ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

△ 申し込みできる試験区分は一つに限ります。受験申込受理後は、試験区分の変更はできません。

△ 自然災害等による試験日程の変更およびその他の緊急連絡は、滋賀県職員採用ポータルサイトに掲載します。

9 日本国籍を有しない者の任用について

(1) 日本国籍を有しない者は、各任命権者が定める一部の職（「公権力の行使」または「公の意思の形成への参画」に携わる職のうち、職務の内容または権限が統治作用と関わる程度が強いもの）以外の職に任用されます。

【日本国籍を有しない者の任用が制限される職務(代表例)】

○公権力の行使に該当する業務例

- 税の徴収、滞納処分
- 学校法人の設立認可
- 訪問販売業務の停止命令
- 産業廃棄物処理業の許可、業務停止命令
- 高圧ガス製造等の許可、立入検査
- 老人ホームの設置認可
- 保健医療機関等への立入検査
- 児童福祉施設等への入所措置
- 食品営業施設の営業停止命令等
- 農地転用許可
- 貸金業者業務停止命令
- 道路法等に基づく許認可
- 開発行為許可

○公の意思の形成への参画に該当する職

部長級、次長級、課長級・参事級の職のうち、県行政について企画・立案および決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類（学生証、運転免許証、旅券等）を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。）。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位ならびに教養試験および専門試験の各正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

参 考

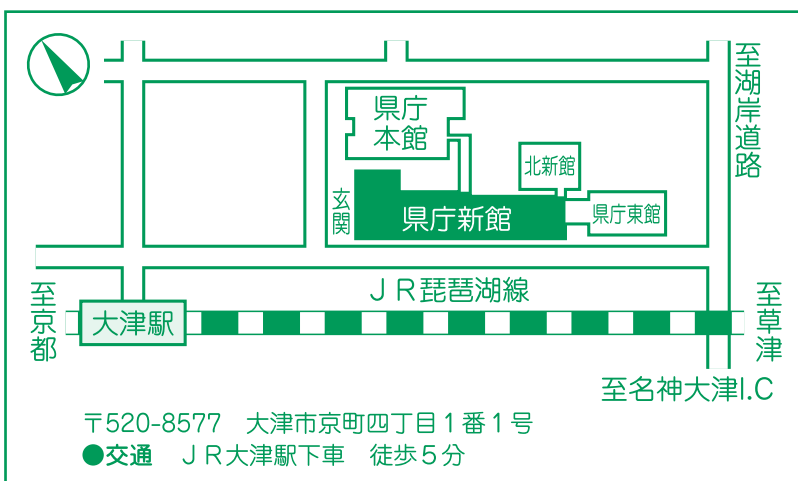
◇令和4年度初級試験および市町立小・中学校事務職員採用試験実施結果

試験区分	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
一般事務	19人	15人	3人	6.3倍
警察事務	10	10	5	2.0
総合土木	1	1	1	1.0
小・中学校事務A	93	30	10	9.3
小・中学校事務B	23	22	9	2.6

第1次試験会場案内図

○滋賀県庁新館

試験会場への自家用車の乗り入れはできません。



※ 感染症対策について

- 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症（新型コロナウイルス感染症など）に罹患し治療していない方や、当日発熱がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
- 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。
なお、マスクの着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。
- 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので、体温調節しやすい服装で受験してください。